水土里ネット なかだ

－広報－

第87号
（令和２年６月１日発行）

【編集発行】

水土里ネット なかだ 北上川沿岸中田地区土地改良区

〒987－0601 宮城県登米市中田町石森字駒牽238－1
TEL 0220－34－2423　FAX 0220－34－3396
ホームページ　http://www.m-net-nakada.com/

【地区面積】4,079ha　【組合員数】3,039人

【 主な内容 】

理事長挨拶 …… 2
第９１回通常総代会議決案件 …… 3
令和２年度収支予算 …… 4
令和２年度賦課金単価 …… 5
令和２年度農地転用決済金 …… 6
事業進捗状況 …… 6
人事往来他 …… 7
お願い他 …… 8

ご あ い さ つ

理事長　千　葉　武　男

組合員皆様には、平素より土地改良区の業務運営全般に亘り格別なご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

また、行政機関をはじめ関係農業団体各位には、土地改良事業推進にご指導とご高配を賜り、衷心より感謝申し上げます。

今年に入り、新型コロナウイルスが世界中に猛威を振るい始め、未だに終息の目処が立っていない中、当土地改良区においても、令和２年度予算等を審議いただく第９１回通常総代会の開催方法について検討を重ねました。

この総代会の提出議案には令和２年度予算の他に、改正土地改良法に伴った定款の変更という重要事項の議決がございましたが、２月１９日の総代勉強会において、提出予定議案内容の説明、質疑応答等を行っていることから、感染拡大防止を第一に考え、やむなく書面議決による総代会を開催することといたしました。

３月２４日に開催された総代会では書面議決を含む全総代さんの出席により、定款の一部変更を含む全１９議案について承認可決をいただきました。総代皆様方のご理解とご協力に対し、心より感謝申し上げます。

昨年１０月１２日～１３日にかけて関東・東北地方を通過した台風１９号は、県内にも甚大な被害をもたらしました。

管内でも稲わらの流出等の被害はありましたが、県営水利施設整備事業による五ヶ村堀排水機場の新設ポンプの稼働等により被害を最小限に抑えられたと感じております。

近年は台風や集中豪雨が頻発化しており、令和２年度においては農村地域防災減災事業を取り入れ、今後もなお一層防災、減災対策に努めて参りたいと思います。

また、管内の農業用水利施設も経年劣化による老朽化施設が増加しており、適正化事業や水利施設整備事業等の各種事業により計画的に更新して参ります。

土地改良区業務運営につきましては、複式簿記を導入して３年が経過しましたが、今後は改正土地改良法に基づく新たな運営体制に円滑に移行できるよう関係機関の一層のご指導をいただきながら取り組んで参りたいと考えております。

令和２年度も組合員皆様のニーズにお応えできるよう役職員一丸となって取り組んで参ります。

結びに組合員皆様のご健康とご多幸、そして豊穣の秋をご祈念申し上げ、水土里ネットなかだ第８７号発行にあたってのご挨拶とさせていただきます。

第 91 回 通 常 総 代 会 開 催

第91回通常総代会が下記の通り開催されました。

総代会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面議決を中心とした採決が行われ、執行部より提出された全議案が原案のとおり承認可決されました。

◇日　　時　　令和２年３月２４日(火)　午前9時

◇場　　所　　北上川沿岸中田地区土地改良区大会議室

◇出席者数　　８１名（総代現在総数８１名中）

※書面議決による出席者７７名

◇議　　長　　菅原晴男総代（中田町浅水選出）

総代会の様子

◇◇◇◇◇　議決された案件　◇◇◇◇◇

定款・諸規程の変更及び新設

第　1　号　　定款の一部変更について

第　2　号　　総代選挙規程の新設について

第　3　号　　役員選挙規程の一部変更について

第　4　号　　規約の一部変更について

第　5　号　　利水調整規程の新設について

第　6　号　　実行委員会及び換地委員会並びに評価委員会処務規程の一部変更について

第　7　号　　委員会処務規程の一部変更について

第　8　号　　会計細則の一部変更について

第　9　号　　財産処分に関する規程の一部変更について

令和元年度補正予算関係

第　10　号　　一般会計支出補正予算の専決処分の承認について

第　11　号　　一般会計収入支出補正予算について

各種事業加入他

第　12　号　　土地改良施設維持管理適正化事業（第４４期生）加入について

第　13　号　　農地耕作条件改善事業（浅水二地区）の新規採択申請について

令和２年度予算関係

第　14　号　　一般会計収入支出予算について

第　15　号　　役員報酬並びに費用弁償等について

令和２年度賦課金関係他

第　16　号　　賦課金の賦課徴収時期及び方法について

第　17　号　　決済金の徴収額について

第　18　号　　一時借入金の最高額について

第　19　号　　歳計現金の預入先について

令和２年度収支予算の内訳

令和2年度予算額　1，301，921，000円

収　入

（単位：円）

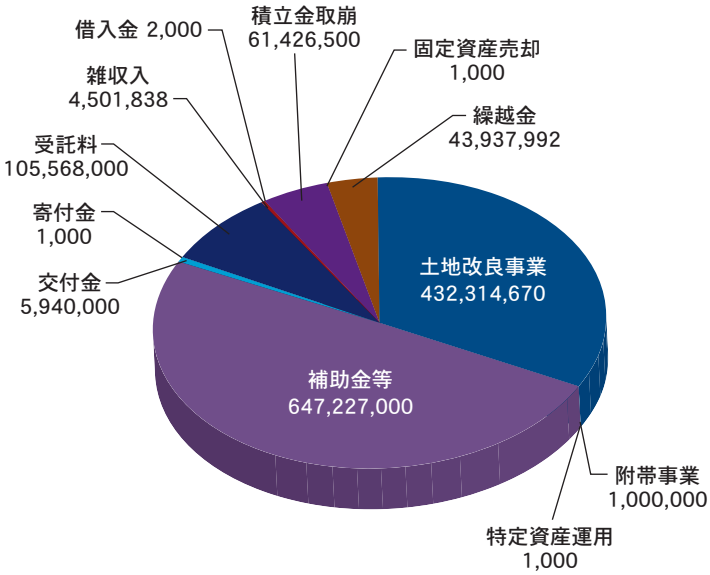

項　目	金　額	主な内容
土地改良事業	432,314,670	賦課金収入、転用決済金収入
附帯事業	1,000,000	使用料・負担金
特定資産運用	1,000	出資配当金
補助金等	647,227,000	事業補助金
交付金	5,940,000	事業交付金
寄付金	1,000	
受託料	105,568,000	業務受託料収入
雑収入	4,501,838	過年度未収賦課金、預金利子他
借入金	2,000	借入金
積立金取崩	61,426,500	各種積立金取崩収入
固定資産売却	1,000	
繰越金	43,937,992	
収入合計	1,301,921,000	

支　出

（単位：円）

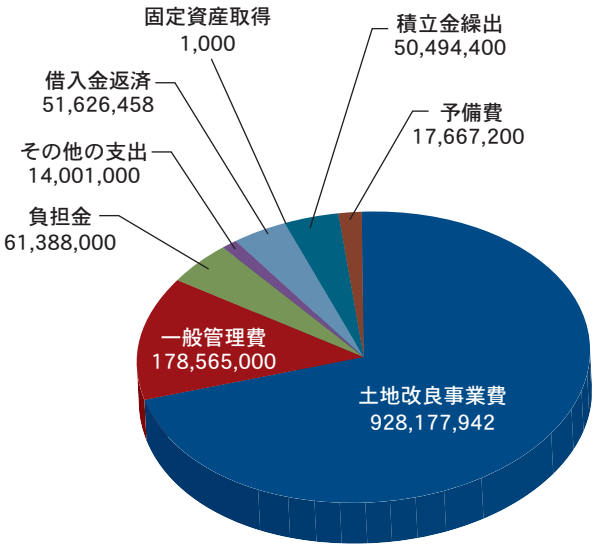

項　目	金　額	主な内容
土地改良事業費	928,177,942	用排水管理費･各種事業費
一般管理費	178,565,000	運営事務費
負担金	61,388,000	事業分担金･事業推進費
その他の支出	14,001,000	長期前納負担金支出
借入金返済	51,626,458	県圃事業償還
固定資産取得	1,000	
積立金繰出	50,494,400	基本財産積立金他
予備費	17,667,200	
支出合計	1,301,921,000	

令和2年度賦課金単価一覧表（1,000㎡当）

【 経 常 賦 課 金 】

項目		金額（円）	期別賦課割合 1期	2期	3期
一般経常費	100%地区	3,940	25%	25%	50%
	65%地区	2,570	25%	25%	50%
用水経常費		4,100	100%		
石森排水経常費	100%地区	1,950			100%
	70%地区	1,370			100%
五ヶ村排水経常費	100%地区	1,220			100%
	70%地区	860			100%
管理区	浅水一地区	100		100%	
	浅水二地区	100		100%	
	宝江地区	200		100%	
	新井田地区	50		100%	
	森地区	150		100%	
	中田北部地区	200		100%	
	上沼北部地区	200		100%	
	中田中部地区	150		100%	

項目		金額（円）	期別賦課割合 1期	2期	3期
管理区	石森西部地区	200		100%	
	中田南部地区	100		100%	
	石森地区	50		100%	
	桜場地区	150		100%	
	新井田南部地区	150		100%	
農地改善事業耕作条件	宝江地区	5,000			100%
	浅水地区	5,000			100%
	森地区	8,000			100%

【 特 別 賦 課 金 】

項目		金額（円）	期別賦課割合 1期	2期	3期
県営かん排五ヶ村堀地区地元分担金		620			100%
事業償還金 県営圃場整備	中田中部地区	1,040			100%
	石森西部地区	2,130			100%
	中田南部地区	1,100			100%
	新井田南部地区	2,550			100%

納 入 期 限 並 び に 納 入 方 法

【賦課期日】　令和２年６月１日

【納入期限】　１　期　令和２年　６月３０日
　　２　期　令和２年　８月３１日
　　３　期　令和２年１１月　２日

【納入方法】○納入組合員の方は組合の主旨に基づき納入組合長さんを通じて納入して下さい。
　　○口座振替の方は納期前に通帳残高の確認をお願いします。

【過怠金について】納期限を過ぎますと過怠金として**督促手数料**及び**延滞金**（年８．９%）が加算されます。
　　また未納が続きますと、法令等に基づき滞納処分が行われる場合がございます。

【お問い合わせ】　**総務課　賦課徴収係（0220－34－2423）**

各圃場整備地区の償還終了年度について（予定）

各圃場整備地区の償還終了年度については下記の通りです。繰り上げ償還等により最終償還年度が変更になる場合があります。

地区名	最終償還年度	地区名	最終償還年度
中田中部地区	令和　７年度	中田南部地区	令和　８年度
石森西部地区	令和１０年度	新井田南部地区	令和１６年度

※新井田南部地区は促進費交付により短縮予定

農 地 転 用 決 済 金 に つ い て

【 令和２年度農地転用決済金単価一覧表 】

（1,000㎡当）

項　　目		決済金単価
用水地区維持管理決済金		55,060円
石森排水地区維持管理決済金	100%地区	33,800円
	70%地区	23,660円
五ヶ村堀排水地区維持管理決済金	100%地区	25,510円
	70%地区	17,860円
県営かん排五ヶ村堀地区決済金		410円
中田中部県圃決済金		3,390円
石森西部県圃決済金		8,720円
中田南部県圃決済金		3,850円
新井田南部県圃決済金		470円

農地転用する時は・・・

★宅地、畑などに転用する時
★公共用地（道路など）で買収された時

① 農地転用等通知書の提出

② 地区除外申請書の提出

③ 決済金の納入

これらの手続きが必要となります

（例）中田南部地区の場合

55,060円（用水地区維持管理） ＋ 33,800円（石森排水地区維持管理100%） ＋ 3,850円（中田南部県圃） ＋ 3,000円（手数料他） ＝**95,710円**

農地転用決済金とは

土地改良法第４２条に基づき各種事業地区から転用される面積に応じて、翌年度以降にかかる事業負担金、償還金、施設維持管理等の負担金を農地転用決済金として納めていただいております。

手続き・お問い合わせ **0220-34-2423**（総務課　賦課徴収係）

事 業 進 捗 状 況

県営かんがい排水事業「五ヶ村堀地区」

◇◇◇ 進捗状況 ◇◇◇

総事業費：２７億円
工　　期：平成２２年度～令和３年度（予定）

令和元年度で3号ポンプが完成し、3台稼働できるようになりました。
高位部機場については令和元年度に解体しました。

農地耕作条件改善事業令和2年度工事予定箇所

工　事　名	面　積	工事場所
浅水(1)地区暗渠排水工事・設計業務	A=　2.37ha	県ぽ浅水一分区
浅水(2)地区暗渠排水工事・設計業務	A=　66.31ha	〃
森(1)地区暗渠排水工事・設計業務	A=　20.81ha	県ぽ森地区
森(2)地区暗渠排水工事・設計業務	A=　42.86ha	〃
森(3)地区暗渠排水工事・設計業務	A=　77.02ha	〃
浅水二(1)地区暗渠排水工事・設計業務	A=　141.6ha	県ぽ浅水二分区

【農地耕作条件改善事業】

担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するため、既に区画が整備されている農地で、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の支援を行い、農地の区画整理、農業用用排水施設の整備等を行います。

北上川沿岸中田地区土地改良区職員配置図

（令和2年4月1日現在）

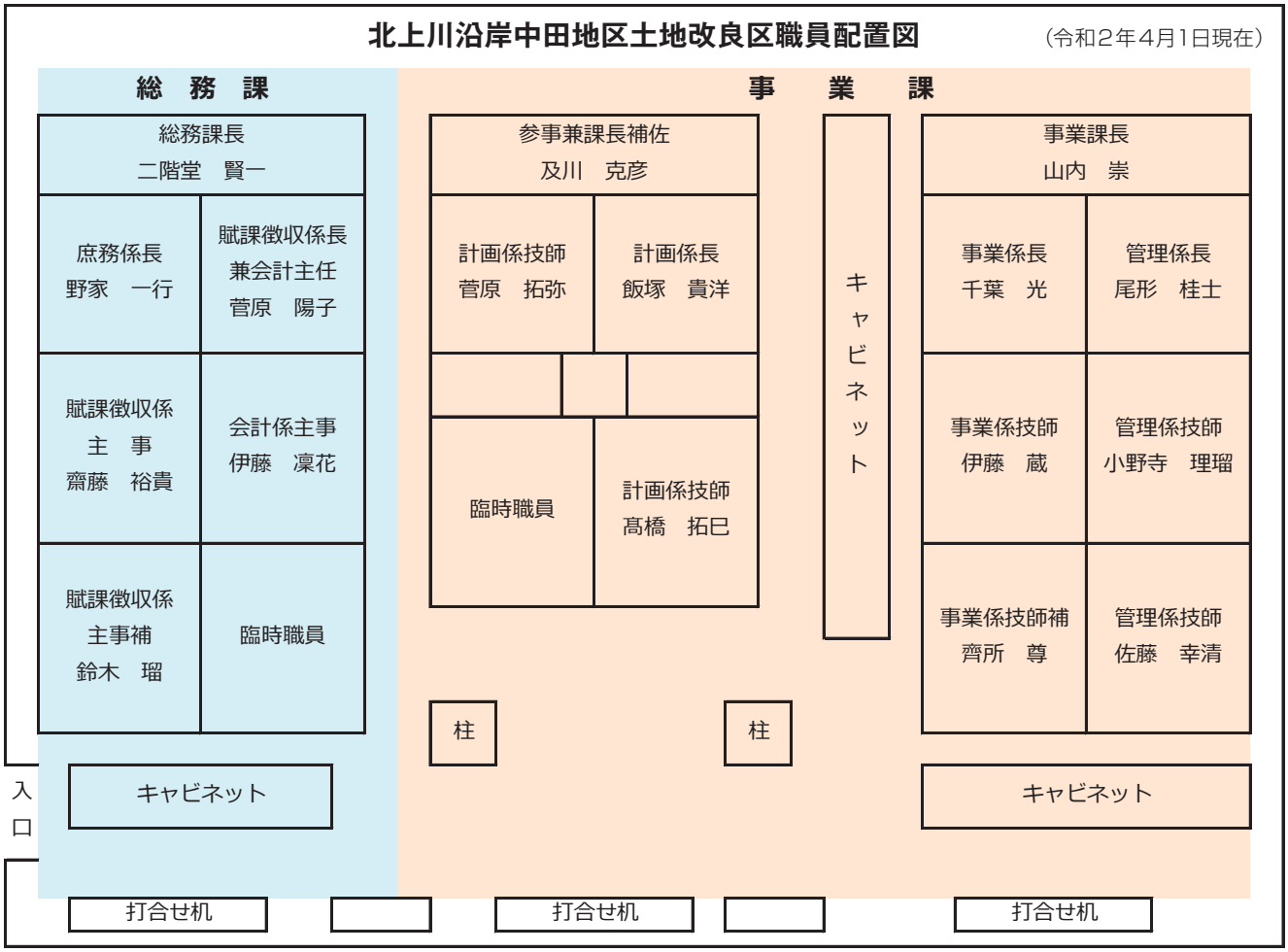

人事往来

（令和2年4月1日付）

【総務課】
会計係主事　**伊藤　凜花**（会計係主事補）

【事業課】
管理係技師　**佐藤　幸清**（管理係技師補）

（　　）前任

退職者

（令和2年3月31日付）

伊　藤　俊　文（参事）

訃　報

総　代　**阿部　武衛**氏（中田町石森）
令和元年11月13日ご逝去
平成25年より総代としてご活躍されました。
謹んで哀悼の意を表します。

新人職員紹介

（令和2年4月1日付）

鈴木　瑠（すずき　りゅう）
総務課　賦課徴収係主事補
（登米市迫町在住）

少しでも早く仕事に慣れて、組合員の皆さんのお役に立てるよう頑張っていきたいです。
（趣味）
野球観戦

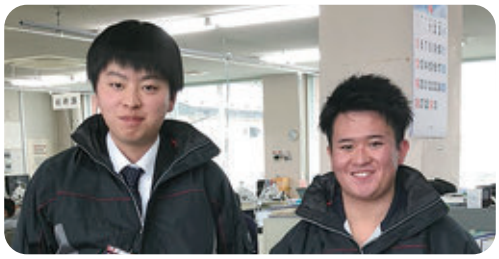

～よろしくお願いします！～

齊所　尊（さいしょ　たける）
事業課　事業係技師補
（登米市登米町在住）

現場作業の内容などを早く覚え、自分の役割を考え、しっかりと果たし頑張ります。
（趣味）
野球、スポーツ観戦

土地改良区からのお知らせとお願い

用水休止のお知らせ　経費削減と電力節電のため、用水を休止します。

（6月）第2・第3水曜日　　（7月）毎週水曜日
（中干し）6月下旬～7月上旬

○降雨により用水機場の運転を一時停止する場合がありますのでご了承下さい。
○農業用水は河川管理者（国土交通省）から許可された水利権により、北上川の最大取水量と取水期間が厳しく定められております。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業課　管理係

こんなときは手続きが必要です

○農地を売買した
○農地を賃貸借契約した　または解約した
○組合員の方が亡くなった
○農業者年金による経営移譲をする
○住所を変更した
○振替口座の口座番号を変更したい　etc…

→

組合員資格得喪通知書
住所変更届
口座番号変更届

公共機関（市・法務局等）において手続きを行っても、土地改良区に届出されませんと台帳の変更は行われませんので、忘れずに土地改良区へ届出をお願いします。

お問い合わせ　0220－34－2423（総務課　賦課徴収係）

給水栓の破損にご注意下さい！

農機具等により給水栓を破損する事故が増加しております。給水栓を破損しますと広範囲で送水が停止し、他の組合員さんの迷惑になるだけではなく、修理は自己負担となりますので、農作業の際は充分ご注意下さい。　又、給水栓にゴミ等が詰まり、用水が完全に止水しない場合は、一度給水栓を全開にし、ゴミを除去する操作を行って下さい。

水難事故防止にご協力を！

毎年、各地で子どもや高齢者の水路での事故が後を絶ちません。

子ども達が水路で遊ばないよう声をかけたり、高齢者のいる家庭では注意喚起を呼びかけたりすることが大切です。

痛ましい事故を防止するため、家庭や地域の方々のお声がけをお願いします。